

## 政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準（案）についての御意見及び御意見に対する考え方

意見募集期間：平成22年7月2日～平成22年8月6日  
1人より1件の御意見をいただきました。

御意見	政治資金課の考え方
適用除外となる人件費の範囲を明確化するべきではないでしょうか。収支報告書に記載する際の区分基準があると思いますので、それを引用したらどうでしょうか。	人件費については、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）別記第7号様式の記載要領において、明確に定められており、したがって、政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準には、人件費の定義を引用する必要はないと考えております。